

地域共生社会の在り方検討会議（第9回）

令和7年3月27日

資料1－3

論点整理案の補足事項

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

新たな事業（新日自事業（仮称））について①

背景

<身寄り問題に関して>

- 単身世帯の増加が見込まれる中、頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応（※）が必要とされている。

※日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務など、これまでは家族・親族等が担ってきたと考えられる支援等。

- こうした課題への対応の一つとして、「高齢者等終身サポート事業」があるが、費用が高額となることもあり、一定程度の収入・資産がなければ利用が困難である等の課題がある。このため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。
- また、身寄りがいない高齢者等の生活上の課題に対応した事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。

<成年後見制度の見直しに関して>

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等）等に基づき、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。
- 同計画では、成年後見制度の見直しまでの間も、総合的な権利擁護支援策の充実等が求められており、地域福祉における新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援（※）の検討が求められている。

※判断能力が不十分な人(本人)に対し、日常的な金銭管理や、入院・入所手続支援等の各種生活支援サービスの利用支援を行うとともに、社会生活における意思決定を支援するための取組 等

頼れる身寄りがいない高齢者等も、判断能力が不十分な人も、人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を送るためには、日常的な金銭管理支援、福祉サービス等の利用支援、入院・入所手続支援などの生活支援や、死後事務の支援が必要という点は共通しており、今後、こうした支援を、全国どこでも・誰もが安心して利用できるようにする方策が必要。

新たな事業（新日自事業（仮称））について②

事業のイメージ

- 身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人を主な対象として、第二種社会福祉事業の「福祉サービス利用援助事業」の内容を見直し、以下の㊦～㊩を主な内容とする事業を実施する。
 - ㊦日常生活の支援（日常的な金銭管理に関する支援（書類預かりを含む）、福祉サービス等の利用等に関する支援（手続支援、苦情解決制度の利用を含む）、（左記に付随した）定期的な訪問による生活変化の察知 等）
 - ㊧入院・入所等の円滑な手続支援（緊急連絡先の指定、入退院時の付き添い、入退院時の支払代行手続 等）
 - ㊩死後事務の支援（葬儀、納骨、家財処分の手続支援（履行確認含む）、官公庁等での手続 等）
 - 原則として資力に応じた利用料とし、資力が十分でない者は、無料・低額で事業を利用できるようにする。
 - 利用に当たっては、本人（又は代理人）と契約を締結する。契約に当たっては、本人が締結しようとする契約の内容と結果を認識し判断する能力を有していることが必要とする。【現行の福祉サービス利用援助事業と同様の考え方】
 - 利用者本人への意思決定支援を確保する必要がある。
 - 信頼性を高め、利用者にとって安心して利用できるようにするため、事業の実施主体において、外部の第三者による運営監視を確保する。
- ※ 担い手拡充のため、事業の実施主体に制約を設けないが、地域で少なくとも1事業者が実施する方策を検討する。

中核機関の位置付け及びその業務等について

背景

- 今後、成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できる制度に見直された場合、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、地域における成年後見制度以外の他の支援による本人に対する支援の可否等について情報提供を行うことができる法定の機関の存在が求められている。
- また、各市町村において「中核機関」の整備が進められているが、「中核機関」には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上でも課題がある。

社会福祉法における対応方針

- 次のような市町村の役割を、法律上に規定することを検討する。
 - ・ （今後の成年後見制度の見直しの内容次第では、）市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答することとすること。
 - ・ また、地域福祉において成年後見制度の利用を含めた権利擁護の支援が進展するよう、市町村は、以下の㊦㊧に掲げる業務を実施するよう努めることとすること。
 - ㊦ 権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
 - ㊧ 協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う。
 - ・ 家庭裁判所からの意見照会への対応、及び上記㊦㊧の業務を実施する機関として、市町村は「中核機関(仮称)」を設置することができるようにすること（個人情報扱うため職員に守秘義務を課す）。（注1・2）
 - （注1）「中核機関(仮称)」を委託して設置することができるほか、広域単位での設置も可能とする。
 - （注2）「中核機関(仮称)」の名称について、引き続き、検討を行う。
- 加えて、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすること（構成員に守秘義務を課す）。

中核機関（仮称）の位置付け及びその業務等について（イメージ図）

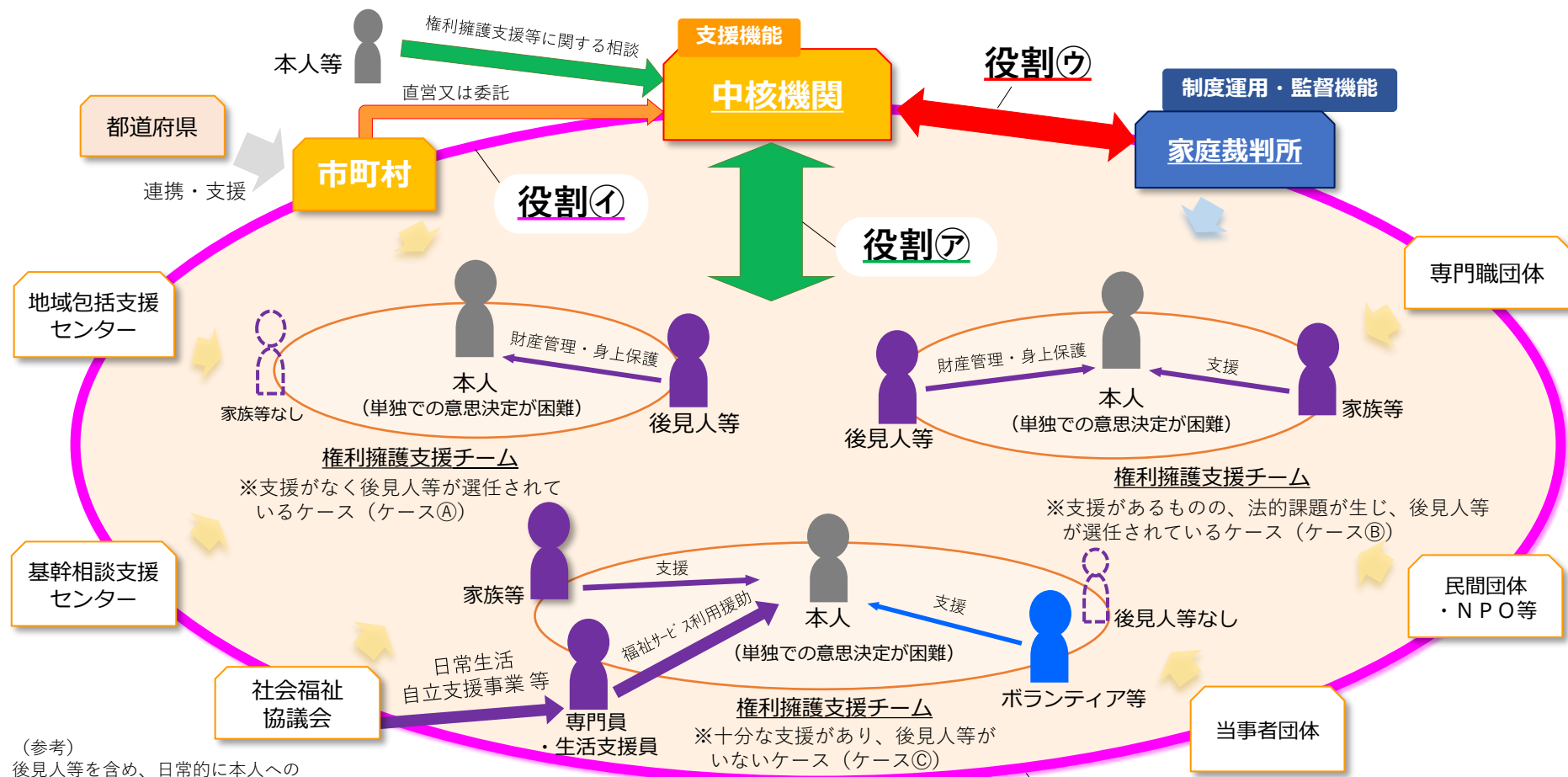
社会福祉法上、市町村は以下の業務を実施する機関として「中核機関(仮称)」を設置できることとする。

㊦ 権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。

㊧ 協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う。

㊨ （今後の成年後見制度の見直しの内容次第では、）家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。

（注）中核機関を設置していない市町村においては、市町村自ら㊦㊧の業務を実施するよう努めるとともに、㊨に対応することとなる。



権利擁護支援の地域連携ネットワーク

参 考 資 料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

①身寄りのない高齢者等関係

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

調査の背景

〔通知日：令和5年8月7日 通知先：厚生労働省、消費者庁、法務省〕

- ◇ 高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦のみ世帯が増加
 - ◇ 家族による支援を受けることが困難な高齢者を対象に、入院・施設等入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」が出てきており、今後、需要が高まる見込み
 - ◇ 一方、事業者の経営破綻に伴うトラブル等も発生しており、利用者が安心できるサービス・事業者の確保が課題
- ⇒ 消費者保護の推進とともに、事業の健全な発展のために必要な行政上の措置の検討に資するため、身元保証等高齢者サポート事業の実態について、行政機関による事業者への実地調査を含めた全国調査※を初めて実施

※事業者の公的リスト等がないため、インターネット検索等により412事業者をリストアップし、このうち協力を得られた204事業者を調査

主な調査結果・課題提起

- 身元保証等高齢者サポート事業を直接規律・監督する法令・制度等なし（民法等に基づく民・民の自由契約）
- 本事業については、その特徴を踏まえ、事業者による工夫した取組もみられるが、身寄りのない高齢者を支援するサービスとして、一般的な契約に比べ消費者保護の必要性が高いと考えられることから、今後、留意すべき事項や求められる対応の方向性について課題提起

事業の特徴	実態（主な調査結果）	留意すべき事項・対応の方向性
・ 契約主体は加齢等により判断能力が不十分になることも想定される高齢者 ・ 死後のサービスを含み契約期間が長期 ・ サービス提供方法、費用体系が多様 ・ 契約金額が高額で、一部費用の支払いはサービスの提供に先行 ・ 契約内容の履行を確認しにくい	〔事業者の取組〕 ・ 契約内容の重要事項説明書を作成している事業者は少数 ・ 預託金を法人の代表理事の個人名義の口座で管理する例 ・ 利用者の判断能力が不十分になった後も成年後見制度に移行していない例 ・ 契約履行の確認を契約書に規定 ・ 契約書に解約条項がない例 ・ 遺言書の内容が本人の意思と異なる例 〔地方公共団体等の取組〕 ・ 住民への情報提供が低調	・ 公正な契約手順の確保 ・ 預託金の管理方法のルール化 ・ 成年後見制度への円滑な移行 ・ 契約履行の確認や担保は個々の事業者だけでは対応に限界 ・ 解約時の返金ルールや費用・料金内容の一層の明確化 ・ 寄附・遺贈における本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認 ・ 啓発資料の充実・周知

消費者保護の必要性が高い

⇒ 事業運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民事法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

関連する制度・事務に関する政府の取組

- 高齢者等終身サポート事業者が行う金融機関の手続及び携帯電話の解約について、調整を行うとともに、今後、様々な場面で高齢者等終身サポート事業者の活用が見込まれる関連業界や自治体へのガイドラインの周知を行う。
- 高齢者等終身サポート事業の利用状況等を踏まえ、関係する制度（重要な治療方針に関する関わり方、介護保険外サービス、死亡届、成年後見制度）の見直し等の検討を進めるほか、ガイドラインの普及や関連制度の検討状況を踏まえつつ、認定制度等について検討する。

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

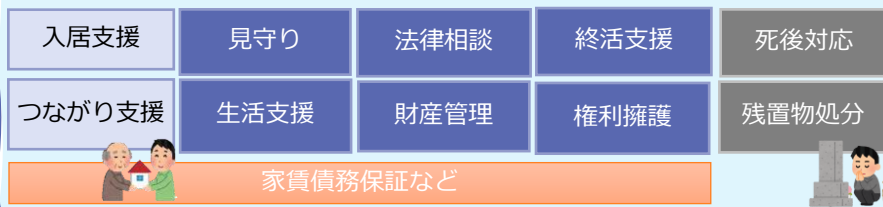
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

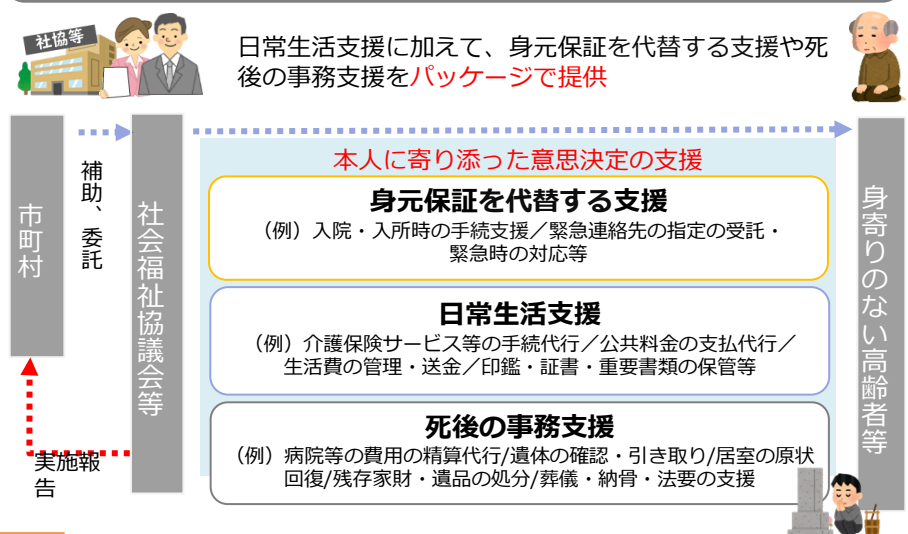


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業（R6～）の実施状況

令和6年度においては、10自治体が実施。

実施自治体名

- ①実施メニュー（包括的な相談・調整窓口の整備、総合的なパッケージ支援）
- ②事業開始時期

大阪府枚方市

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年10月

京都府京都市

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年4月

福岡県福岡市

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年4月

東京都文京区

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年4月

神奈川県松田町

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和7年1月

神奈川県川崎市

- ①総合的なパッケージ支援
- ②令和6年4月

神奈川県横浜市

- ①包括的な相談・調整窓口の整備
- ②令和6年9月

愛知県大府市

- ①包括的な相談・調整窓口の整備
- ②令和6年10月

愛知県豊田市

- ①包括的な相談・調整窓口の整備
- ②令和7年1月

愛知県岡崎市

- ①包括的な相談・調整窓口の整備
- ②令和6年7月

日常生活自立支援事業の概要

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会

※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可

【令和5年度末の実施体制】

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所	4,267人	15,586人

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和5年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数(人)	20,804人 36.9%	14,612人 25.9%	17,991人 31.9%	2,991人 5.3%	56,398人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的な金銭管理サービス

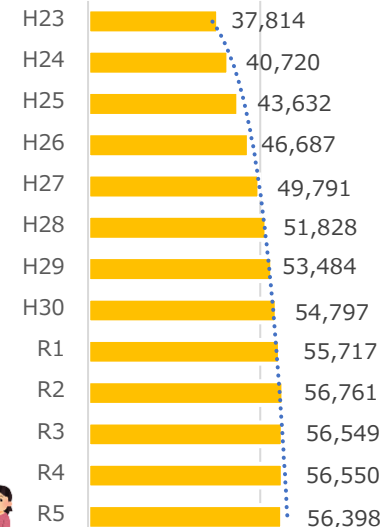
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

書類等の預かりサービス

- （保管できる書類等）
- ① 年金証書
 - ② 預貯金の通帳
 - ③ 権利証
 - ④ 契約書類
 - ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印
 - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

定期的な訪問による生活変化の察知
「見守り」

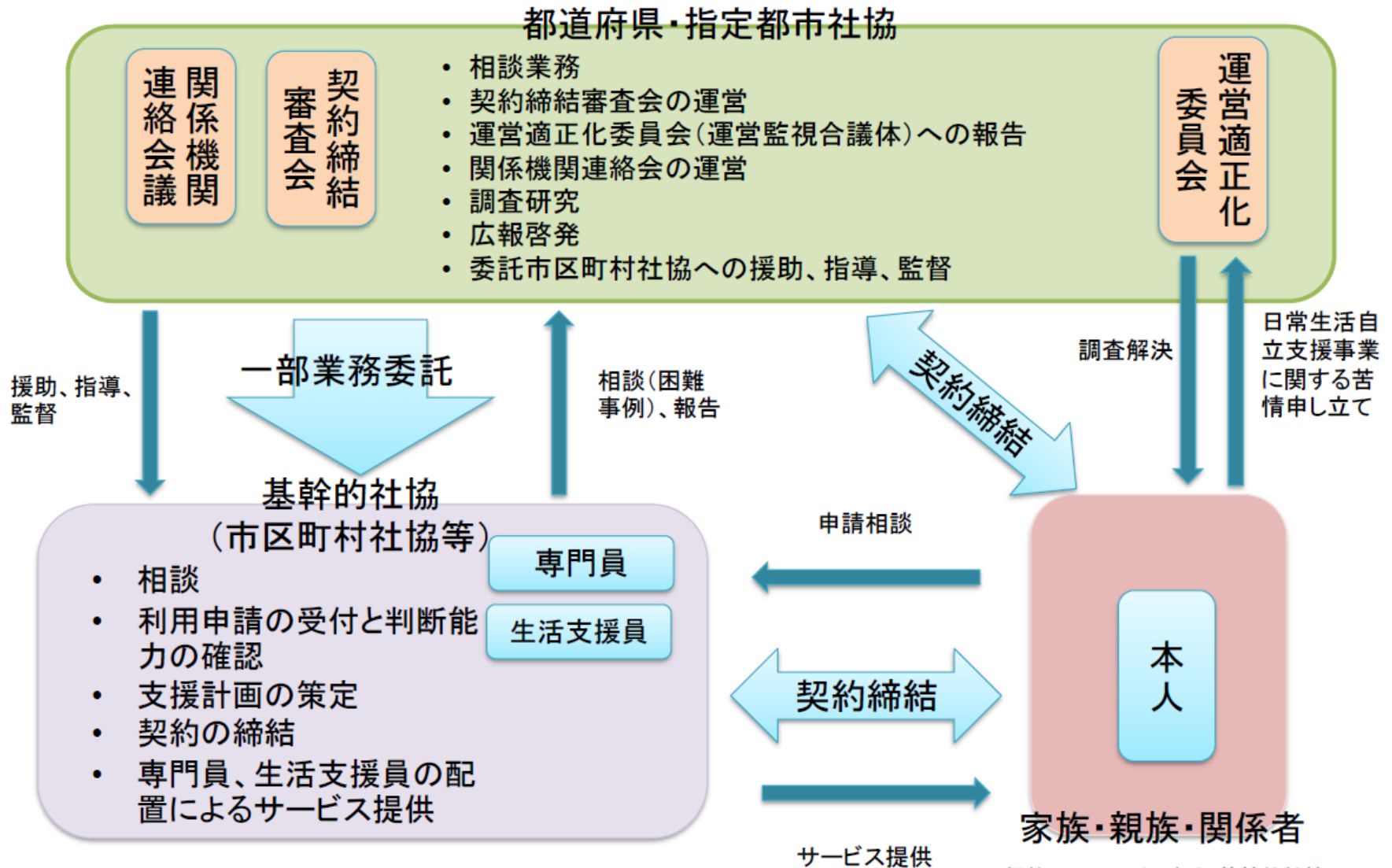
4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）



日常生活自立支援事業の仕組み



【出所】「日常生活自立支援事業推進マニュアル」(全社協)

※契約については、本人-基幹的社協の2者契約の場合と都道府県社協を含めた3者契約の場合がある。

②成年後見制度の見直しに向けた
司法と福祉との連携強化等の
総合的な権利擁護支援策の充実関係

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

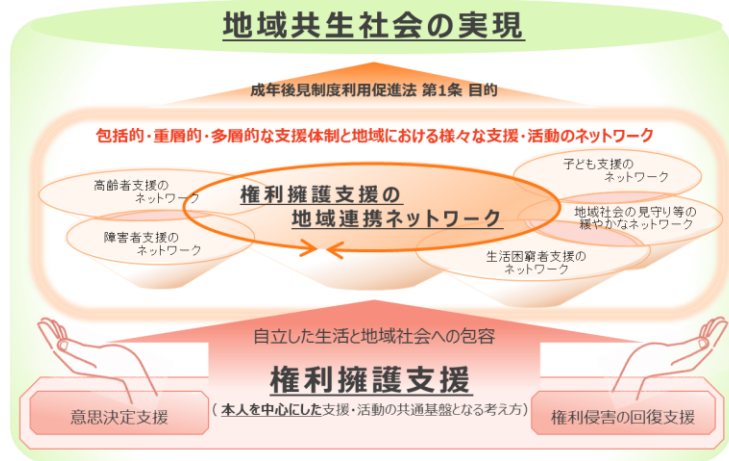
- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、**地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実**などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ **地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化**により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／**新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討**／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄)

(総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり)

1 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- ・ 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。）が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- ・ その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。
- ・ 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与の在り方も含めて検討する。
- ・ 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

① 地域連携ネットワークの必要性和趣旨

ア 地域連携ネットワークの必要性

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

② 地域連携ネットワークのしくみ

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村により直営または市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は1（1）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

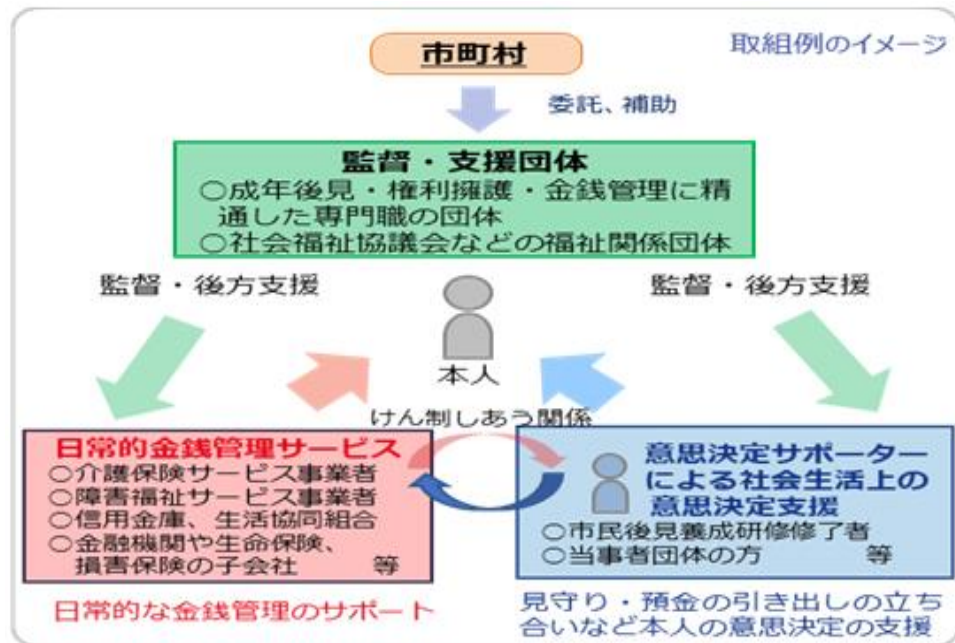
<参考：権利擁護支援チーム>

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

持続可能な権利擁護支援モデル事業

～簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組～

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようにすることを目指す。



<モデル事業を実施する上で課題となった事項の例>

- 日常的な金銭管理支援の対象範囲・取扱方法。新規事業者の参画。
- 金融機関が払戻に応じる条件。
- 意思決定支援の範囲（日常生活、社会生活）、方法や頻度。
- 意思決定支援サポーターの養成。意思決定支援に必要な専門性や育成方策。
- 監督・支援団体に求められる業務（専門性や業務量）。
- 利用者の範囲・利用者負担の在り方。

意思決定支援とは？

(出典：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」から一部引用)

- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年10月30日意思決定支援ワーキング・グループ）では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされている。

意思決定支援のプロセス 様式1

チーム全体

① チームをつくります



② 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

③ これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



④ 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1～3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！



意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

後見人等の役割

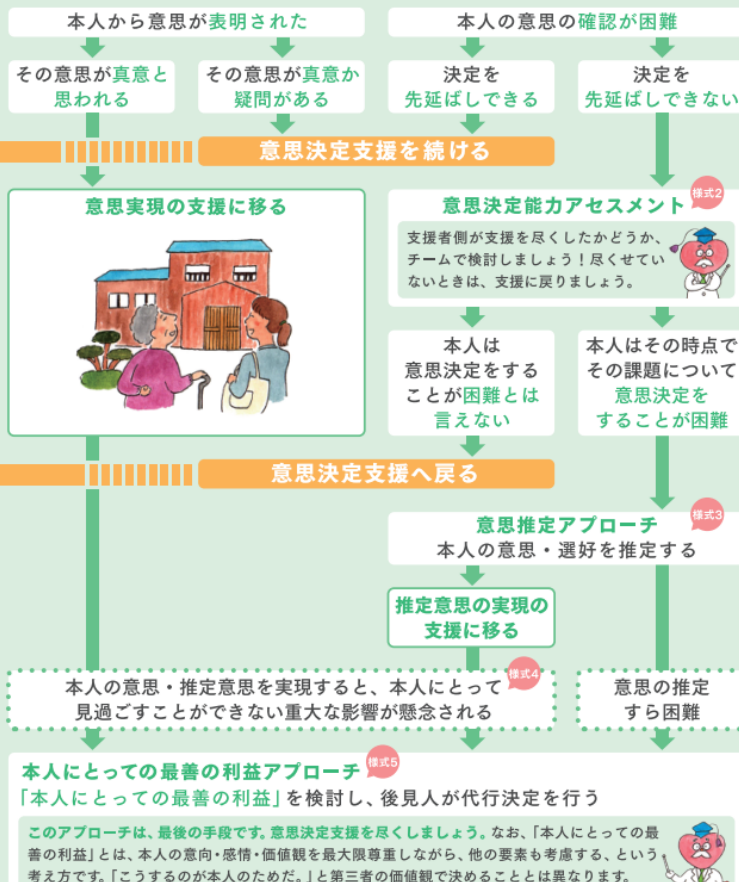
メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス



※「様式1～5」は、対応するアセスメントシートの様式です。

地域福祉関係機関による意思決定支援の範囲及び実施主体について

第3回地域共生社会の在り方
検討会議資料から一部抜粋

今後、成年後見制度が見直されることによって、地域において、判断能力が不十分な人の意思決定を後見人以外の人支援する場面が増えることも想定される。以下に例示した、本人に生じ得る意思決定のうち、**地域福祉関係機関（組織・チームレベル）**において、**対応が必要、かつ、支援が可能な意思決定支援の範囲及び実施主体**について検討する必要がある。

	低	← 必要となる判断能力の程度 →	高
財産管理	【法】日用品の購入	【法・日】預貯金の預入・払戻	【法・日】自動振込・振替手続
	【法】ICカードへのチャージ	【法・日】公共料金・税の支払い	【法・日】銀行口座の開設・解約
			【法】遺言書作成
			【法】遺産分割協議
	【法・日】家賃の支払い	【法・日】賃貸借契約の単純更新	【法・日】居住家屋の賃借
			【法】居住家屋の売却
身上保護	【法・日】福祉サービスにおける利用料の支払い	【法・日】福祉サービス利用援助契約の軽微な変更	【法・日】福祉サービス利用援助契約の締結
	【法・日】年金・福祉手当受領	【法・日】要介護認定の申請	【法・日】福祉施設入所契約
その他	食材の選択	【法】レストランでの支払い	
	旅行先の決定	【法】ホテルの予約	【法】航空チケットの購入

※「法」は「法律行為又は法律行為に準ずるもの」を、「日」は「日常生活自立支援事業において、利用援助を行っている行為」を指す。

本人
による意思決定

個人レベル
(本人に身近な家族等)
による支援が必要な意思決定

組織・チームレベル
(日自事業、権利擁護支援チーム等)
による支援が必要な意思決定

後見人等
(専門職、市民、法人等)
による法定代理が
必要な意思決定

「中核機関（※）」の整備状況（令和6年4月1日時点）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県

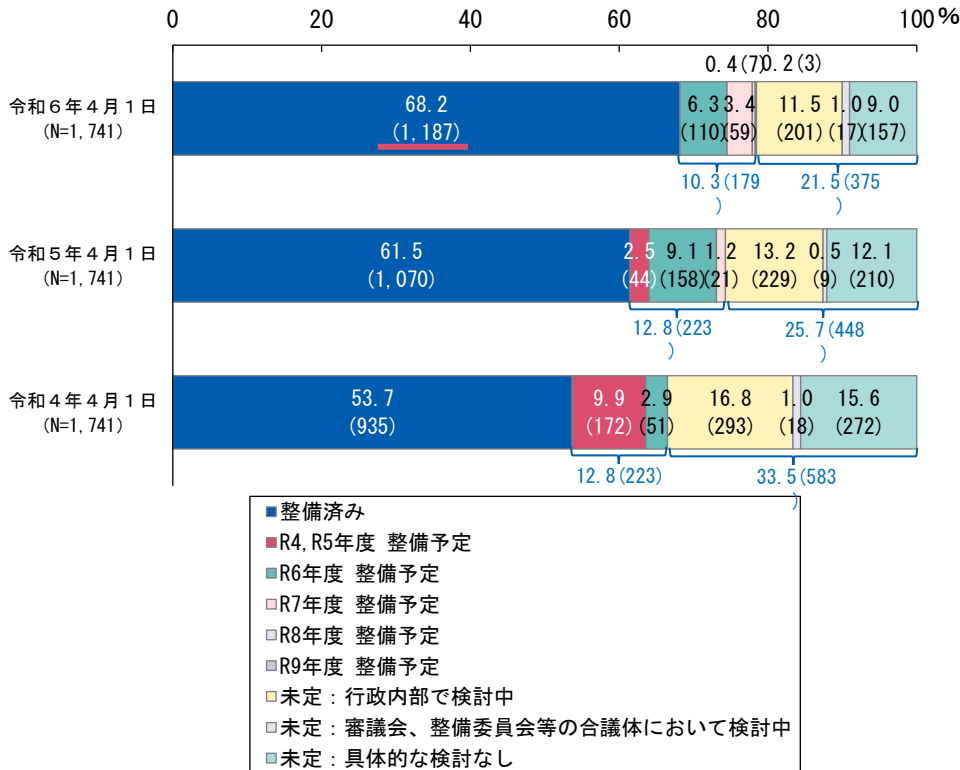
調査時点：令和6年4月1日

中核機関の整備状況

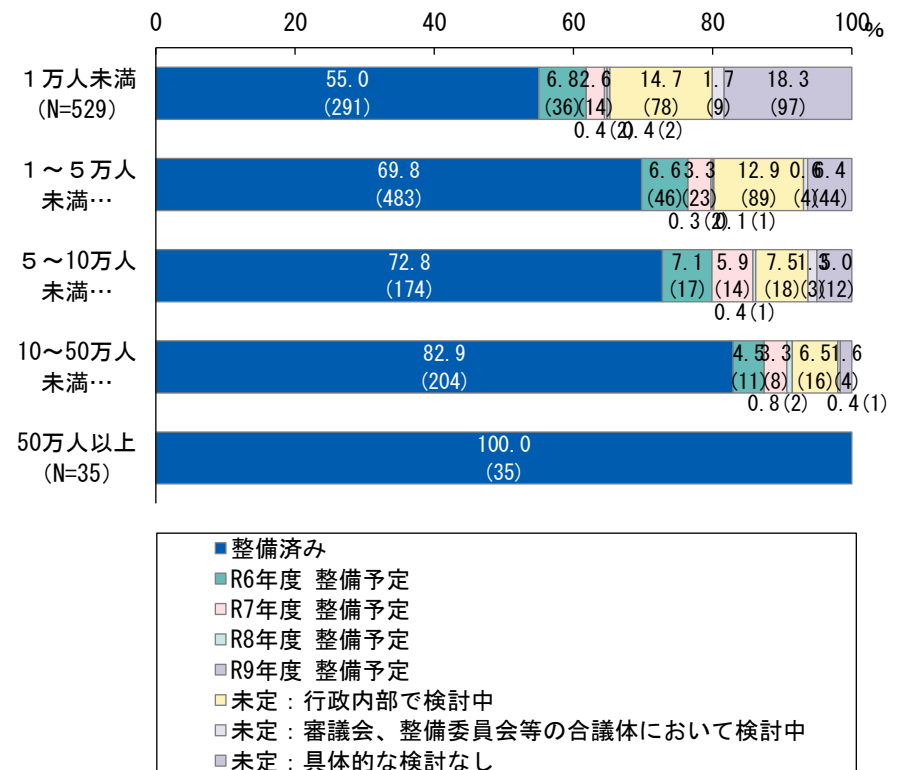
<整備済（R6.4時点）：1,187市町村（68.2%）⇒ 整備済+R9年度までに整備予定あり：1,366市町村（78.5%）>

【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備（予定）時期＜全体＞



●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期＜自治体規模別＞



「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」

～福祉・行政等の多様な主体の連携による個別支援と、家庭裁判所による制度の運用・監督～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつながりを行う機能。 - 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 - 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 - 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつながり	①「制度利用の案内」の機能 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 - 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 - 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） - 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 - チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> - 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 - チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 - 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 - 必要に応じた指導や指示、監督処分 - 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組

～地域連携ネットワークの関係者における機能強化に向けた取組～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

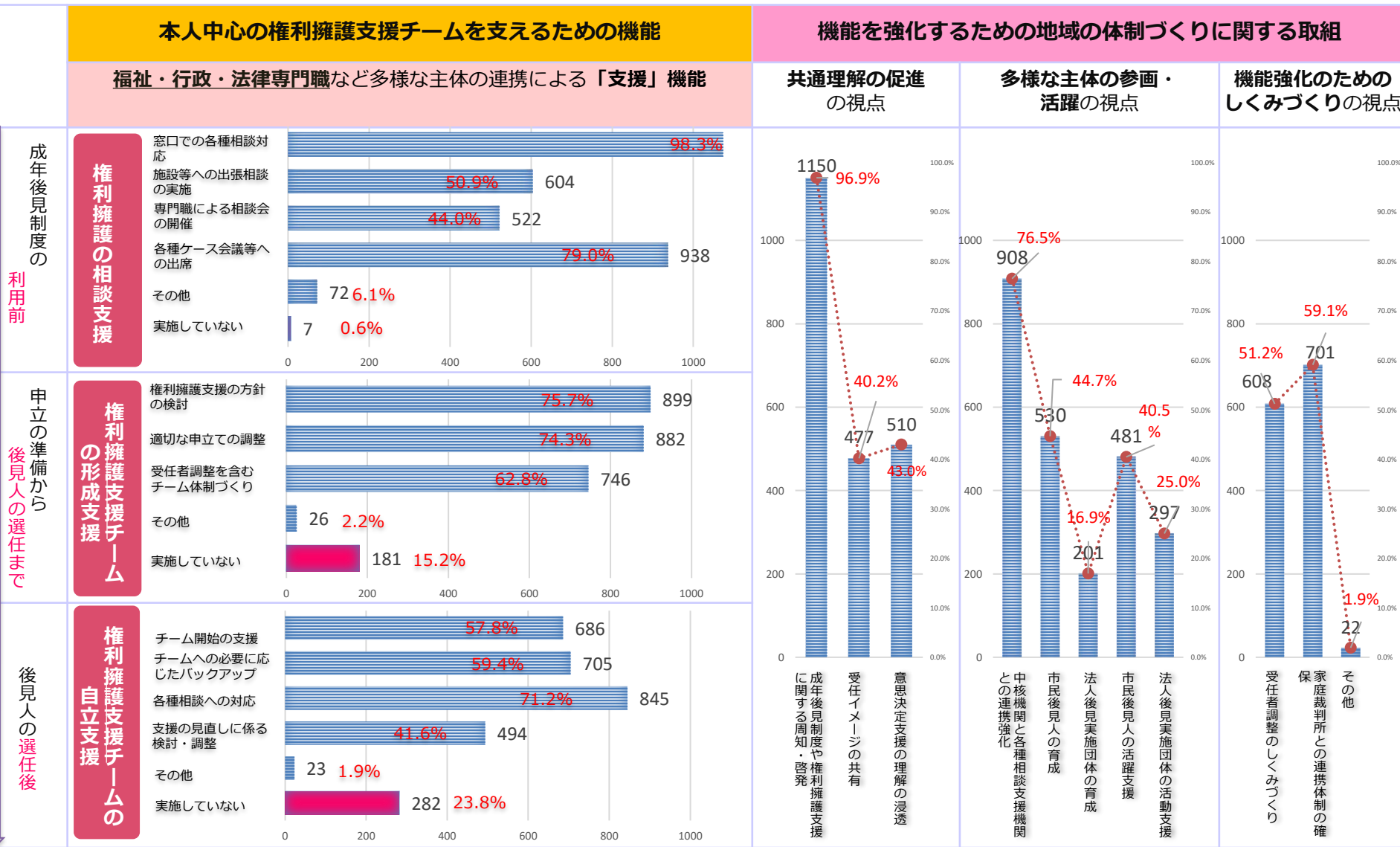
イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「 <u>共通理解の促進</u> 」の視点	イ「 <u>多様な主体の参画・活躍</u> 」の視点	ウ「 <u>機能強化のためのしくみづくり</u> 」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	- 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） - 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	- 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 - 中核機関と各相談支援機関との連携強化	- 各相談支援機関等の連携のしくみづくり - 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり - 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	- 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 - 専門職団体による専門職後見人の育成	- 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり - 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	- 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 - 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	- 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 - 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

(参考) 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況

○ 地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。割合の分母は中核機関設置自治体の1,187。



※ 数値は令和6年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の速報値（今後、変更があり得る）

成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見 (新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討について)

※第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（令和7年3月7日）別紙1

- ・ 総合的な権利擁護支援策に関して、新たな支援や制度が必要である。
- ・ 総合的な権利擁護支援策の充実、国の公的責任の下で行われるべき課題。
- ・ 「司法による権利擁護支援を身近なものとする方策」としての役割が期待される監督・支援団体の法的位置付けが必要である。監督・支援団体において個人情報を取り扱うことが想定されるし、必要に応じて行政の関与を求めたり、成年後見制度につなぐ等、家庭裁判所と連携することも期待される。
- ・ 関係性の濫用が疑われる場面には、意思決定サポーターではなく、監督・支援団体による対応が必要。
- ・ 成年後見制度の見直しとの関係でも、成年後見制度によらずとも、日常の金銭管理に関して必要な支援を受けられる体制を整備する必要がある。
- ・ 日常的金銭管理は、早期に各種福祉法で公的制度に位置付け、報酬加算も検討してほしい。
- ・ 日常生活の簡易な金銭管理等生活支援等のサービスに意思決定支援を確保することが重要であり、その役割を担える市民の育成が大事である。
- ・ 意思決定支援の充実及び関係性の濫用に対する牽制を確保するため、意思決定サポーターは市民目線・当事者目線で取り組み、アドボケイトとしての役割・機能を担うこと及び意思決定サポーターを支える仕組みが必要である。
意思決定支援は、支援対象者の持つ特性や本人の日々の暮らし振り等も十分に理解して取り組むことが必要である。
- ・ 金融機関は正式に代理権が付与された者による取引を原則通り許容すべきである。
- ・ 金融機関が安心して代理取引に応じられるよう、バックアップの仕組みが重要である。
- ・ 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進や実施体制の強化をベースとして、モデル事業のような新たな事業の全国展開を進めるべき。
- ・ 市町村が実施に関わる形で事業が新たに創出される場合には、市町村の体制確保や、国からの財源保障も含めた財源の確保に留意が必要である。
- ・ 成年後見制度や日常生活自立支援事業と新たな権利擁護支援策が人・物・金を潰し合わないよう、財源の確保と都道府県のサポート体制が必要である。
- ・ 権利擁護の枠組みは対象者を限定せずに議論すべき。
- ・ 身寄りや資力の有無によって支援の対象者を絞り込むことは不適切である。
- ・ 高齢者等終身サポート事業は、透明性や信頼性の確保、市場原理にその量が委ねられることに懸念がある。
- ・ 現状の民間サービスは、濫用防止保障（セーフガード）がない以上、社会福祉の土壌で比較できる状態にない。セーフガードを設けた意思決定支援が求められている。
- ・ 包括的な相談調整窓口におけるコーディネーターについては、既存事業や機関の役割との重複や乱立による混乱が生じかねない。
- ・ 総合的な支援パッケージを提供する取組と、入院や入所時に身元保証を求めないこれまでの既存通知との整合性に整理が必要である。

成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見 (中核機関について)

※第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（令和7年3月7日）別紙2

- ・ 総合的な権利擁護支援策のハブとして成年後見制度と地域の権利擁護支援策を適切に使い分けられるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割や機能を明らかにする必要がある。
- ・ 現行の役割（権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割、専門職団体・関係機関の協力・連携を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等））に加えて、今後は、成年後見に関する事案について、裁判所に係属する前に本人のニーズ・福祉的対応の必要性等を勘案し裁判所に委ねるかどうかを判断する機能や、成年後見制度が見直された後に制度の利用を止められるよう本人の状況等をモニタリングする機能（本人を主体としたニーズ、後見人等の交代やチーム支援の在り方を見直す機能も含む。）を有することも求められる。
- ・ 中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークにおいて権利擁護支援チームの形成や自立の支援機能を十分に果たすためには、国や地方自治体、家庭裁判所や関係機関等と情報（個人情報を含む）を共有できるよう、本人情報や候補者情報等を調査・取得する法的権限や守秘義務、受任調整等に必要な会議を主催する権限等を検討する必要がある。
- ・ 全国どの地域においても権利擁護支援を持続可能に実現するため、中核機関の運営費用に関して市町村への財政支援の検討が必要である。
- ・ 市町村だけでは中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークに求められる機能を十分に果たせない場合、都道府県がその機能の一部を担うべきである。
- ・ 社会福祉法における包括的な支援体制の中に、中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークを位置付けることも必要である。
- ・ これまで各市町村に対して主要な機能を掲げた上で、取り組みやすいところから取り組んでほしいと中核機関の整備を促進してきた方針との整合性を図る必要がある。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書



第19回成年後見制度利用促進専門家会議（2/12）における主な意見要旨（1／4）

＜総合的な権利擁護支援の充実関係＞

- ・ 意思決定支援は、本人を真ん中に置いて、本人の参加の下、関係者が一歩ずつチームをつくりながら協働して、まさに協力し合いながら一つのものをつくっていくという事柄だと理解している。
- ・ 当事者団体としても、御本人の意思決定の観点から、もう一度抜本的に意思決定支援の在り方を見直す必要がある。それは当事者団体の課題であるとともに、行政、専門職、専門機関の皆様には、御家族あるいは親族が適切に意思決定支援ができるような支援をお願いしたい。
- ・ 日常生活自立支援事業は、専門員や生活支援員、そして契約締結審査会という仕組みをつくった上で、本人の立場に立った意思決定支援に取り組んでいる。社会福祉協議会として「本人への寄り添い支援」という表現を使ってきたが、そのような役割を担ってきたと思っている。
- ・ （中間検証報告書において、）市民後見人養成研修修了者は、市民後見人・法人後見支援員・日常生活自立支援の生活支援員・認知症サポーター・ボランティアとして活動を行っていると評価されているが、各地域においては同一人物の方が担っている現状があり、その方々にかかなり負担がかかっていたり、これまで活躍されていた方が年齢的な問題でこういう活動から手を引かなければいけないという現状もある。地域のマンパワーをもう一度検討して、場合によっては働いている方も参加しやすい仕組みや制度というのにも考えていかなければならない。マンパワーの取り合いになってしまっているところもあるし、活動に伴う対価の話も出てくるので、その点もお考えいただければと思う。
- ・ （中間検証報告書において、）「日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある」と明記されているが、まさに成年後見制度の見直しをにらんで「抜本的」という表現が適切であると思っている。地域共生社会の在り方検討会議での協議も踏まえ、社会福祉法制上の位置づけの見直しもこの抜本的な見直しの中に含まれると認識している。
- ・ （中間検証報告書において、）市民感覚・当事者目線に基づき本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における市民・ピアサポートの参画について記載されている。金銭管理のような具体的な行為が注目されがちであるが、孤立した中で行う意思決定は、周囲に流されやすくなってしまう。本人に寄り添って本人の願いを一緒に考えてくれる、専門職ではない身近な存在を軽視せず、事業化の可能性を追求していくことが、地域共生社会という観点からは重要である。
- ・ 意思決定における相互牽制機能とは、それぞれの主体が敵同士になるということではなく、共通の理念を持って、お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を果たしていくことにより、支援者の立場では気づかなかった視点に気づき、それをきっかけとして自らの立場・役割に応じた意思決定支援に取り組んでいくための仕掛けであり、肯定的なものとしてこの機能を捉えていく必要がある。共通理念とは、障害者権利条約をはじめ、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の理念等、これらに共通するチョイス・アンド・コントロール、すなわち、本人の自己選択の機会等が確保されることを通じて、本人の自律性や主導権が保障されることにあるのではないかと考えている。

第19回成年後見制度利用促進専門家会議（2/12）における主な意見要旨（2／4）

- ・ それぞれの立場からの意思決定支援を実践することによって、相互牽制機能を発揮し続けることが重要であり、このように協働し合うための仕組みづくりのためにも意思決定支援を浸透させ推進していくこと、意思決定支援の実践に当たっては相互牽制機能が発揮できる適切な仕組みを設けること、この過程を通じて障害者権利条約第12条第4項の趣旨も踏まえた本人の支援付き意思決定を確保し、チョイス・アンド・コントロールを保障していくこと、これが一本のラインでつながっていることが重要であり、相互牽制機能については、このような意味合いとして御理解いただくことが重要ではないか。
- ・ 意思決定支援は、後見人や専門職だけで行うものではなく、地域全体で取り組んでいくことを目指しているが、福祉関係者でさえ、認知症や障害のある人は判断能力が不十分なため、後見人等支援者が代わりに決める代行決定の考え方がまだまだ根強いと言っても過言ではない。例えば、認知症の名称を「痴呆」から「認知症」に、「精神分裂病」を「統合失調症」と人々の偏見や認知の仕方を変えることを是正する取組が行われてきたが、同様に、代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトへの変換も容易ではない。
- ・ 任意後見の普及啓発について、地域共生社会の在り方検討会議でのストレートな議題ではないという点は理解しているが、成年後見制度を包含する総合的な権利擁護支援事業の在り方とか地域共生社会の在り方を検討する中で、具体的な問題が生じてからそういう制度があると知るのではなくて、もっと早い段階からさまざまな取組があるということを地域の中でどのように広めていくのかという点は、地域共生社会の在り方検討会議の議題として決定的外れの検討項目ではないのではないか。

第19回成年後見制度利用促進専門家会議（2/12）における主な意見要旨（3／4）

<権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり関係>

- ・ 今回の成年後見制度の見直しの具体的な内容はこれからであるが、第二期成年後見制度利用促進基本計画が示しているような、適切な時期に必要な範囲、必要な権限事項について利用し、必要がなくなれば、また地域に帰るといった権利擁護の総合的な仕組みの一つとして位置づけていくという検討がされている。どのような制度になるにしても、利用するに当たっての十分な相談、評価、それから（後見制度を）利用している間についても、その利用が適切かどうかについての評価、必要がなくなった場合には、また地域に帰っていくための評価ということが適切に支援チームや地域の中で行われていくことが、新しい制度にとって大変重要なことだと思っている。
- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、中核機関が作られるだけではなく、様々な機能を果たしていただくこと。それから、支援チームがそれぞれ形成されて自立をして、その中で（後見制度の）必要性等についてしっかりと評価し合えるようになること。そういった営みを地域の中でそれぞれ担っていただけるネットワークがきちっとでき、相互に補い合うこと。そして、意思決定支援の仕組みを成年後見制度以外のところでもしっかりとつくっていくこと。これらの4つの課題をしっかりと積み上げていくことによって、新しい制度が本当に具体的に実のあるものになっていく。
- ・ 中核機関の法制化や新しい権利擁護支援事業の拡充は、成年後見制度と二本柱で非常に重要だと思っており、今回の中間検証を基にそういった取組を私たち専門職も含めて進めていきたいと思っている。
- ・ 中核機関の法定化の意味を明確にしておくべきではないか。中核機関の法制化は必須であると考えているが、家庭裁判所との間での情報共有の仕組みに関してのみ中核機関の法定化を論ずるのは、論点がやや矮小化されてしまうおそれがあるのではないか。
- ・ 全国どの地域においても尊厳のある本人らしい生活の継続という観点から、市町村及び都道府県において早急に体制を整備する必要がある等と評価しなければならない状況が第一期計画から続いていることを重く受け止める必要がある。これまでの取組の継続だけでは不十分で、抜本的な対応が必要である。中核機関の法制化と財政支援はその中核になると思われ、専門家会議で従来から重要性が指摘されてきたところであり、中間検証報告書でもその必要性を再度強調し、地域共生社会の在り方検討会議の議論に反映されることを期待したい。
- ・ 包括的な支援体制整備と地域連携ネットワークの取組を一体的に推進していくことが合理的だと思う。（中間検証報告書において、）両者の関係について、権利擁護支援は包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であるとの考え方について様々な機会を捉えて周知すると追記されたが、権利擁護支援策を基盤としながら両者を一体的に推進していくということの重要性について、地域共生社会の在り方検討会議とも認識を共有していただきたい。

第19回成年後見制度利用促進専門家会議（2/12）における主な意見要旨（4／4）

- ・ いくら市民後見人養成講座を開いても、バックアップする推進機関がなければ受任が進まないことは明らかであり、地域連携ネットワークの体制整備とは裏表の関係にある。一方で、数が足りないから市民後見人（を養成する）との認識は誤りであり、市民が被後見人等に寄り添う後見活動の意義を正しく周知していく必要がある。また、権利擁護人材としての市民の活躍を横断的に検討する際には、市民感覚で意思決定支援に寄り添う人材の活躍に向けた方策を、後見受任に限定せずに考えていくことが重要だと考えている。こうした議論と法人後見の議論を併せて各地域における後見人等のベストミックスを考えていく必要があり、そのためにも中核機関の主体性や都道府県の担い手の育成方針が重要になる。
- ・ 後見人を含めたチームが連携して「尊重」や「配慮」を踏まえた御本人の支援を行っていくためには、その前提として、福祉・行政等によるチームの形成支援機能、また自立支援機能が十分に発揮されるための体制の構築が不可欠である。実際、家裁が中核機関に法人後見の受任をお願いしたものの、御本人の支援体制が構築されていないことを理由に受任を断られる事案があったということも聞いている。後見人がチームの一員として「尊重」や「配慮」を踏まえた後見事務を行うためには、福祉・行政等による「支援」機能と、家裁の「運用・監督」機能とが「尊重」と「配慮」という観点を共有した上で、言わば両輪をなす形で役割を果たしていくことが重要であり、そのことが社会一般に対して「尊重」、「配慮」、この大切さを浸透させていくための重要な基盤になるようにも思われる。
- ・ 成年後見制度をいくら見直しても、それを支える地域の方々の体制というものが整っていないならば何にもならないということを非常に実感している。